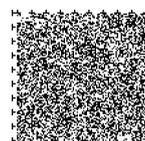


だい じ まち だ し しょう しゃ けい かく  
第5次町田市障がい者計画



ねん がつ  
2016年3月

まち だ し  
町田市



○ 「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

○ 「障がいのあるひと」と「障がい者」の表現について

この計画では、基本的に「障がいのあるひと」という表現を使っています。

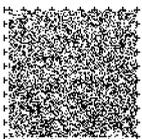
「障がい者」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

○ SPコードについて

本計画書には、各頁にSPコードがついています。SPコードは、紙に掲載された情報をデジタルに変え、専用の読取装置を利用することにより、情報を音声で聞くことができます。目の不自由な方への情報バリアフリーとして利用されています。なお、別途、点字版、テープ版、DAISY版を作成していません。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房LaManoに通う

尾崎文彦さんが描いた作品です



## 第5次町田市障がい者計画の策定にあたって

近年、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行など障がい者施策をとりまく法制度は大きく変わってきています。このような状況の中、今回の第5次町田市障がい者計画を策定いたしました。

今回の第5次町田市障がい者計画の策定の特色としては、大きくわけて2点挙げられます。1点目は、諮問をおこなった町田市障がい者施策推進協議会のもとに障がい者計画部会を設置し、委員として多くの障がいのある人にご参加いただいたことです。

障害者権利条約のスローガンである「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」を大切に、肢体、知的、聴覚、視覚、精神に障がいのある人、難病のある人、障がいのある人の家族などに委員として参加していただき、検討をすすめてきました。2点目の特徴といたしましては、福祉部門以外の部署も部会に参加し、この計画の策定に携わってきたことです。障がい者施策は福祉の分野だけに留まらず、多岐に渡るため、全庁的な体制でとりくんでまいりました。

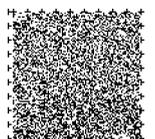
本計画は、分野ごとに現状を把握した上で、課題を見出し、とりくみとして施策の方向性をまとめております。パブリックコメントではたくさんのご意見をいただき、部会で検討を重ねました。今後は、本計画で定めた3つの目標の実現に向けて、障がい者施策を着実にすすめてまいります。

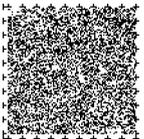
最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました町田市障がい者施策推進協議会および、町田市障がい者計画部会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をお寄せくださった市民の皆さまに心より感謝申し上げます。



2016年3月

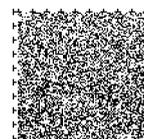
町田市長 石坂 丈一

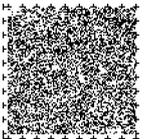




第5次町田市障がい者計画 目次

第1章	計画の理念と基本方針	1
1-1.	一番だいたいじにしたいこと (基本理念)	1
1-2.	大切にしたい考え方 (基本方針)	2
1-3.	この計画でめざすもの (施策の目標)	3
1-4.	計画の特色	4
第2章	障がい者計画の策定にあたって	5
2-1.	計画の位置づけと期間	5
(1)	計画の位置づけ	5
(2)	関連する他の計画との位置づけ	6
(3)	計画期間	6
2-2.	計画策定の背景	7
第3章	分野別の課題と目標	9
3-1.	学び、文化芸術・スポーツ活動のこと	9
3-2.	暮らすこと	13
3-3.	日中活動・働くこと	16
3-4.	相談すること	20
3-5.	家庭・家族を尊重すること	23
3-6.	保健・医療のこと	25
3-7.	情報アクセシビリティのこと	28
3-8.	生活環境と安全・安心のこと	30
3-9.	差別をなくすこと・権利を守ること	33
3-10.	行政サービスのこと	37
3-11.	理解・協働のこと	39
第4章	計画を実現するために	43
資料編		45





# 第1章 計画の理念と基本方針



## 1-1. 一番だいにしたいこと (基本理念)

### いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいのある人の施策について1998年からずっと、このテーマをだいにしてきました。わが国が障害者権利条約を受け入れたことをふまえ、「いのちの価値」の意味を次のような視点から深めてみました。

#### 「生命」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、さずかった命を大切にして生きる権利をもっています。



#### 「人生」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、母親のおなかの中で生を受け、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり、家庭をつくったり、豊かな老後をすごすなど、自分の意思で選んだ人生をおくる権利をもっています。

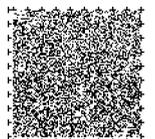


#### 「生活」の意味の「いのち」

障がいがある人もない人もみんな、自分の意思でえらび、働き、地域の中で暮らし、仲間と過ごし、自分らしく生活する権利をもっています。



これらの「いのち」の価値は、障がいのある人もない人もみんな平等です。町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を、一番だいにしたいこととして位置づけています。





## 1-2. 大切にしたい考え方 (基本方針)

町田市は、この計画をつくるにあたって、大切にしたいことを明らかにし、それを常に意識して検討をすすめました。

### (1) 「障がいのある人」のとらえ方をひろげる

「障がいのある人」とは、障害者手帳所持者だけではなく、身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などによって、まわりの人や社会環境との間において障壁のある人ととらえます。

この計画では、「障がいのある人」を単に支援される対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえました。

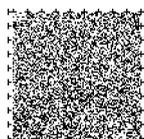
### (2) 自分で決めることを大切にする

障がいのある人が、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、自分のことを自分で決めることも尊重されなければなりません。今回の計画策定では、障がいのある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

### (3) さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいのある人といっても状況はさまざまです。とくに障がいのある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいのある子どもには、成人の障がいのある人とは違う支援の必要性があります。

施策の検討にあたっては、性別、年齢、国籍、障がいの状態、生活の実態などのほか、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視聴覚の障がいをあわせもつなど、個別の状況に十分留意しました。





# 1-3. この計画でめざすもの（施策の目標）

町田市は、5年後の2020年にめざす社会を以下のように定めます。

## (1) 差別のない社会

障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>とした差別<sup>さべつ</sup>に加え、合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>※をおこなわないことも差別<sup>さべつ</sup>となります。すべての人が障がい<sup>しょうがい</sup>についての理解<sup>りかい</sup>を深め、障がい<sup>しょうがい</sup>の有無<sup>うむ</sup>によって分けへだてられることなく、人格<sup>じんかく</sup>と個性<sup>こせい</sup>が尊重<sup>そんちよう</sup>される差別<sup>さべつ</sup>のない社会<sup>しゃかい</sup>をめざします。

## (2) 障壁のない社会

障がい<sup>しょうがい</sup>のある人も安心<sup>あんしん</sup>して生活<sup>せいかつ</sup>でき、あらゆる活動<sup>かつどう</sup>に参加<sup>さんか</sup>できるように、それを制限<sup>せいげん</sup>しているものや慣例<sup>かんれい</sup>などの困難<sup>こんなん</sup>・障壁<sup>しょうへき</sup>を取りのぞき、制度<sup>せいど</sup>・施設<sup>しせつ</sup>・設備<sup>せつび</sup>・サービス<sup>じょうほう</sup>・情報<sup>りよう</sup>などを利用<sup>りよう</sup>しやすい社会<sup>しゃかい</sup>をめざします。

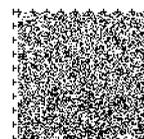
## (3) とともに生きられる社会

障がい<sup>しょうがい</sup>のある人が人生<sup>じんせい</sup>のさまざまな場面<sup>ばめん</sup>で適切な支援<sup>てきせつ</sup>を受けながら、どこで誰<sup>だれ</sup>と暮らす<sup>くらす</sup>か自ら選ぶ<sup>みづか</sup>機会<sup>きかい</sup>が確保<sup>かくほ</sup>され、障がい<sup>しょうがい</sup>のある人とない人がともに育ち<sup>そだ</sup>、働き<sup>はたら</sup>、暮らす<sup>くらす</sup>ことができる社会<sup>しゃかい</sup>を、すべての市民<sup>しみん</sup>とともにつくることをめざします。

※合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>：障がい<sup>しょうがい</sup>のある人がない人と同等<sup>どうとう</sup>に暮らしたり働<sup>はたら</sup>いたりといったいろいろな活動<sup>かつどう</sup>をする上で、必要<sup>ひつよう</sup>な変更<sup>へんこう</sup>をしたり調整<sup>ちようせい</sup>したりすることです。

障害者権利条約<sup>しょうがいしゃけんりじょうやく</sup>により、合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>は障がい<sup>しょうがい</sup>のある人から何らかの配慮<sup>はいりよ</sup>をもとめられた時<sup>とき</sup>、過度<sup>かど</sup>の負担<sup>ふたん</sup>のない範囲<sup>はんい</sup>で、社会<sup>しゃかい</sup>の側の責任<sup>せきにん</sup>でやらなければならないことが明確<sup>めいかく</sup>にされました。また、障害者基本法<sup>しょうがいしゃきほんぽう</sup>と障害者差別解消法<sup>しょうがいしゃさべつかいしょうほう</sup>では合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>をおこなわないことも差別<sup>さべつ</sup>になるとされ、行政機関<sup>ぎょうせいきかん</sup>にはおこなうことが義務<sup>ぎむ</sup>づけられました。

なお、この計画<sup>けいかく</sup>では、合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>を、「障がい<sup>しょうがい</sup>に応じた配慮<sup>おう</sup>」や「障がい<sup>しょうがい</sup>に応じた配慮<sup>はいりよ</sup>や支援<sup>しえん</sup>」などと表現<sup>ひょうげん</sup>している場合<sup>ばあい</sup>もあります。





## 1-4. 計画の特色

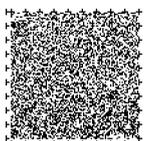
この計画は、町田市障がい者施策推進協議会に計画の策定に関することを  
 諮問し、この協議会のもとに障がい者計画部会をおいて検討をすすめました。  
 障がい者計画部会は、身体や知的、精神障がいのある人、難病のある人など  
 を加え、部会委員の半数以上を障がいのある人で構成しました。このことは、  
 障害者権利条約のスローガンである「わたしたち抜きに、わたしたちのことを  
 決めないで」の町田市におけるとりくみの第一歩となりました。

障がい者計画部会では、さまざまな障がいのある人が議論に参加できるよう  
 に、会議のすすめ方について配慮や工夫をしました。また、ふだん、障がいの  
 ある人と接する機会の少ない、障がい福祉部門以外の各課の担当者も障がい者  
 計画部会に参加し、全庁的な体制で計画づくりにとりくむと同時に、障がい  
 についての理解をすすめる場ともしてきました。

この計画は、わが国が批准した障害者権利条約の考え方を基本においた  
 構成、内容となりました。そのため、第4次町田市障がい者計画までとりあつか  
 ったこなかった分野についても触れ、いっそう幅広い内容としています。なお、  
 障害者権利条約の考え方を実現する上で町田市だけでは解決ができない課題  
 については、第4章で問題提起しています。

### 障がい者施策推進協議会とは

2010年11月、市は障がいのある人の施策を総合的に協議するため、市  
 の附属機関として「町田市障がい者施策推進協議会」を設置しました。  
 この協議会は、障がいのある人の施策に関わる2つの計画「障がい者  
 計画」「障がい福祉事業計画」を検討するとともに推進していく役割をに  
 ないます。検討および推進にあたっては、協議会のもとに部会を設置し、  
 就労・生活支援、相談支援、障がい児支援および必要な個別の施策につ  
 いて、協議します。



# 第2章 障がい者計画の策定にあたって



## 2-1. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

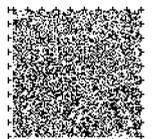
この計画は、町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつです。しかし、障がいのある人の施策全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもって策定する計画とします。

この計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定します。この計画では、障がいのある人の施策の基本理念や、さまざまな分野の施策の方向性を示します。

障がいのある人の施策の計画としては、この計画のほかに障がい福祉事業計画があります。今後、市は、この2つの計画を次のように位置づけます。

なお、この2つの計画は、今のところ異なる計画期間で策定されていますが、今後、一体的に策定することを検討していきます。

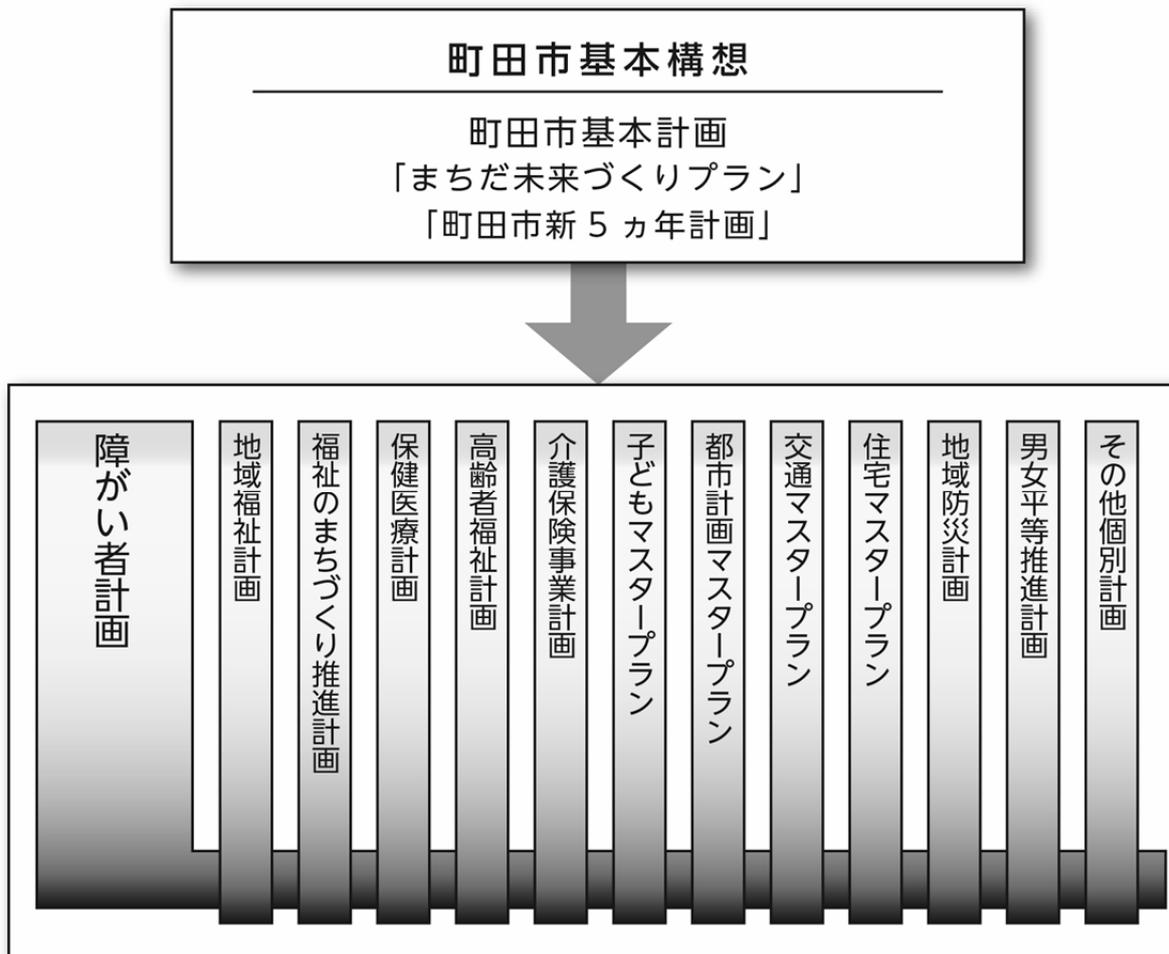
	町田市障がい者計画	町田市障がい福祉事業計画
法的な位置づけ	・ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」
計画の性格	・ 障がいのある人の施策の基本計画	・ 国が定める基本指針に沿って障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画
策定の内容	・ 障がいのある人の施策の基本理念や方向性	・ 障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の需要見込量や達成目標 ・ 障がい者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業



## (2) 関連する他の計画との位置づけ

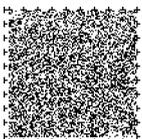
障がいのある人の施策は、市民生活全般に関わりがあるため、市が策定する他の行政分野の計画と連携し整合性をはかっていきます。この計画に関連するものは、資料編として巻末に掲載しましたのでご参照ください。

### 関連する他の計画との位置づけ



## (3) 計画期間

この計画は、2016～2020年度までの5年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。

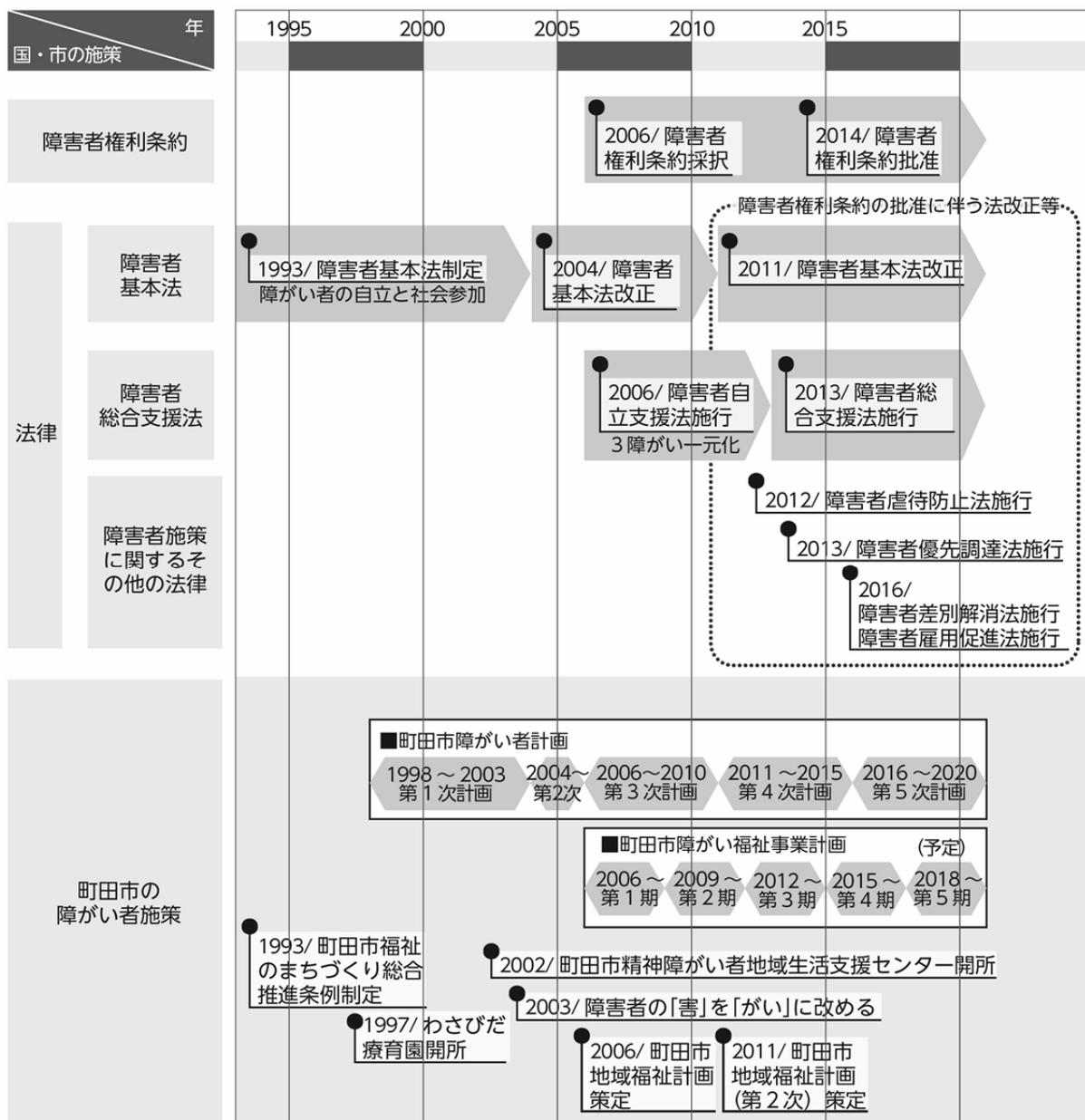




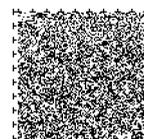
## 2-2. 計画策定の背景

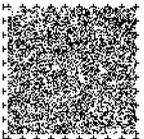
障がいのある人に関わる法律や町田市の障がいのある人の施策などの主な流れについて、特にこの計画の根拠法である障害者基本法が制定された1993年以降について、下記に示します。なお、1993年以前の歴史的経緯については、巻末の資料編（47ページ）に掲載しています。

障がいのある人に関わる法律や施策などの近年の主な流れ



※各計画の期間については年度、その他は年で掲載しています





# 第3章 分野別の課題と目標



## 3-1. 学び、文化芸術・スポーツ活動のこと

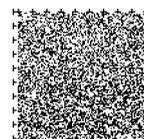
担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、障がい福祉課、子ども総務課、子育て推進課、すみれ教室、指導課、教育センター、生涯学習センター（組織順）

### (1) 目標

- ・障がい早期に発見され、ひとりひとりにあった療育や教育が受けられるようにすることをめざします。
- ・障がいのある人が希望する学びや文化芸術・スポーツ活動に参加しやすくすることをめざします。

### (2) 現状

- ・発達に関する相談や療育が必要な子どもが増えています。
- ・幼稚園・保育園では、障がいのある子どもも受け入れています。
- ・市では、マイ保育園制度の導入など、乳幼児期の子をもつ親の安心のために、子育ての相談の窓口をつくっています。
- ・小・中学校には、特別な支援を必要とする児童・生徒がおり、発達障がいの子どもは増えています。
- ・小学校1～3年生を対象とした学童クラブでは、障がいのある子どもを6年生まで受け入れています。
- ・放課後等デイサービスは、車いすの人や重い障がいのある子どもが利用できる事業所がきわめて少ない現状にあります。
- ・障がいのある人が義務教育以降、高校や大学、専門学校などで学ぼうとしても、障がいへの配慮や支援が不足し、行きたい学校に行けない現状があります。



### 3-1. 学び・文化芸術・スポーツ活動のこと

- ・市では、障がいのある人の社会教育（生涯学習）の場として障がい者青年学級を実施しており、活動参加の希望が増えています。
- ・障がいのある人が参加できる文化芸術・スポーツ活動、社会教育（生涯学習）などの活動の場への参加希望は増えています。
- ・市は、障がい者スポーツ教室を開催したり、障がいのある人も利用しやすいスポーツ施設の環境整備をすすめています。

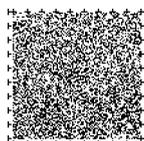
#### (3) 課題

- ・生まれてから学校に入るまでに必要に応じた相談や療育が十分に受けられるようにする必要があります。
- ・障がいのある児童・生徒だけでなく、特別な支援を必要とする児童・生徒にあった指導と必要な支援の充実がもとめられています。
- ・放課後等デイサービスの適正な数や希望の把握が課題です。事業所やそこで働く職員の支援の質を高めることがもとめられています。
- ・義務教育以降の高校や大学などへの進学のための保障（通学、学習支援、学校での生活支援、バリアフリーなど）が課題です。
- ・障がいのある人が生涯にわたって学び、活動できる場をひろげることや、ひとりひとりの希望や状況に応じた配慮が課題です。
- ・障がいのある人がひとりひとりの希望や状況に応じて参加できる文化芸術・スポーツ活動の場をひろげることが課題です。

#### (4) とくにがんばるとりくみ（重点施策）

##### 小・中学校

- ・小・中学校における学習の配慮と支援のあり方について、町田市特別支援教育推進計画推進協議会に障がい福祉課を含む関係部署も参加して検討をすすめます。



しゃがいきょういく しょうがいがくしゅう  
**社会教育（生涯学習）**

- ・ 障がいのある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の内容の充実、障がいに応じた配慮の提供と環境整備をおこないます。

ぶん かげいじゆつ かつどう  
**文化芸術・スポーツ活動**

- ・ 障がいのある人が、文化芸術・スポーツ活動に参加しやすくなるように、障がいに応じた配慮の提供と環境整備をおこないます。

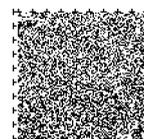
(5) とりくみ (その他の施策)

う がっこう はい  
**生まれてから学校に入るまで**

- ・ 生まれてから、どの年齢で障がいに気づいても身近なところで相談しやすい環境をととのえるとともに、専門的または、深刻な相談にも対応できるように、相談体制を充実させます。
- ・ 保育園や幼稚園で障がいのある子どもとその親への支援を充実させます。
- ・ 障がいのある子どもの療育を充実させます。
- ・ 保育士や幼稚園教諭への障がい理解の研修を充実させます。

しょう ちゅうがっこう  
**小・中学校**

- ・ 小・中学校のすべての学級では、障がいの特性に配慮して教材を工夫したり理解するための時間をとったり、個別の学習指導をするなど、特別な配慮が必要な子どもを支援します。
- ・ 特別支援教育の質を高めるため、教員への障がいの体験などを含む研修を充実させます。また、介助員などへの研修もおこないます。
- ・ 障がいの有無に関わらず、子どもたちが障がいへの理解と配慮を大切に、ともに学びあう学校教育の機会をひろげます。



### 3-1. 学び・文化芸術・スポーツ活動のこと

- ・障がいの有無に関わらず育ちあえる場として、学童クラブでは希望に応じ、障がいのある子どもの受け入れを引き続きおこない、支援体制を充実させます。
- ・放課後等デイサービスの適切な数や希望の把握にとりくみ、どのような障がいのある子どもでもサービスを利用できるように、市は法人・事業者に協力をもとめます。
- ・障がいのある子どもの放課後生活や夏休みなどの長期休暇の際の支援の要望については、市は法人・事業者に協力をもとめるとともに、連携して必要な相談や支援を考えます。

#### 高校・大学・専門学校など

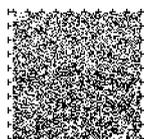
- ・障がいのある人が、自分の希望にあわせて、高校・大学・専門学校などの教育を受けられるようにするため、市は通学や学習面での「合理的配慮」を、担当する行政や公立学校、私立の学校などにもとめます。

#### 社会教育（生涯学習）

- ・障がいのある人が、社会教育（生涯学習）に参加できる機会を増やすために、活動を主催する団体などを支援するとりくみを考えます。

#### 文化芸術・スポーツ活動

- ・障がいのある人が、文化芸術・スポーツ活動に参加できる機会を増やすために、活動を主催する団体などを支援するとりくみを考えます。





## 3-2. 暮らすこと

担当部署：障がい福祉課、保健所、住宅課

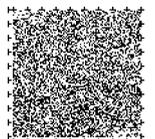
### (1) 目標

- 障がいのある人が自身の希望に応じて地域での生活ができるようにすることをめざします。
- どこで誰と暮らすかを、障がいのある人が自ら決められるようにすることをめざします。

### (2) 現状

- 市営住宅には、車いすの人向けの住宅があります。また、障がいのある単身者は60歳にならなくても市営住宅への入居の申し込みができます。しかし、民間住宅では障がいを理由に入居を断られたり、経済的な問題により障がいのある人が住みたい場所で、希望する暮らしができていない場合があります。
- 賃貸住宅への入居を希望している障がいのある人が、保証人がいないなどの理由で入居が難しい場合、入居に必要な調整などの支援や、住宅所有者などへの相談・助言をおこなう住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を2017年度までに始める予定です。
- 精神障がいのある人の社会的入院※1の解消は十分にすすんでいません。
- 入所施設から地域生活へ、さらに一般住宅への移行を支えているのは、グループホームです。グループホームは2015年6月時点で、56箇所あり、ほぼ満室です。

※1：社会的入院：希望に反して、やむをえず長期間の入院生活をする事です。障がいのある人も、どこで誰と暮らすかを自ら選ぶ権利があることから、社会的入院の解消がもためられています。



### 3-2. 暮らすこと

- ・社会全体の高齢化が進んでいることに並行して、地域で暮らす障がいのある人も、高齢期を迎える人が増えています。

#### (3) 課題

- ・ひとりひとりの障がいのある人が、自分らしく生活ができるように、支援していく必要があります。
- ・障がいのある人の日常生活、社会生活を支える障害福祉サービスの量や質の充実が課題です。
- ・グループホームの入居希望に対応できるようにし、あわせてより良いグループホームにしていく必要があります。
- ・社会的入院患者や施設入所者の地域生活への移行※2をいっそうすすめることが課題になっています。
- ・障がいのある人が質の高い自立した生活ができるよう、経済的な自立を支援する必要があります。
- ・高齢期を迎えた障がいのある人が、地域で安定した暮らしを続けられることが課題です。

#### (4) とくにがんばるとりくみ (重点施策)

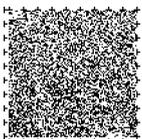
##### 地域での暮らし

- ・ひとりひとりの希望や生活実態に応じた、自分らしい地域での暮らしが引き続きできるように、障害福祉サービスや介護保険サービスを適切に利用できるようにします。

##### 住まい

- ・グループホームを増やすための支援をおこない、また、職員の支援の質の向上を支援します。

※2：地域生活への移行：戸建住宅や集合住宅、グループホームなどで生活することを地域生活と言い、長期の入院や入所施設から出て、暮らしの場を地域に移すことを地域生活への移行と言います。



## ちいきせいかつ いこう 地域生活への移行

- ・精神科病院に長く入院している精神障がいのある人や入所施設にいる障がいのある人が、地域生活に移ることを積極的に支援します。

## (5) とりくみ (その他の施策)

### ちいき くらし 地域での暮らし

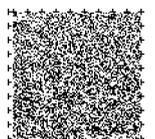
- ・地域で暮らす障がいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう町内会・自治会などの地域団体やボランティア活動団体などに理解をもとめます。
- ・制度の谷間におかれている発達障がいのある人や難病の人などが、安心して地域で暮らせるための支援のあり方について考えます。
- ・地域で暮らしている障がいのある人の高齢化の現状をつかむとともに、支援のあり方について引き続き考えます。

### すまい 住まい

- ・障がいのある人が暮らしやすい住まいで生活できるように、住宅施策と連携して、住宅の相談や住宅情報の適切な提供をおこないます。
- ・市は、公的な住宅などを含め、障がいのある人の住まいへのニーズに応じ、暮らしやすい住まいで生活できるように支援します。
- ・障がいがあるということを理由に、住宅の提供を断られることがないように住宅所有者などに理解をもとめます。
- ・障がいのある人も民間のアパートやマンションに入居できるように、障がいに応じた住宅改修などの配慮を、住宅所有者などにもとめます。
- ・希望に応じてグループホームから一般住宅などへの移行を支援します。

### ちいき くらし 地域で暮らすための所得保障

- ・障がいのある人もできるだけ就労して収入を得られるように、相談や支援を充実するとともに、手当や生活保護、障害年金などの制度を使って、地域で暮らすための所得を確保できるよう支援します。





## 3-3. 日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、  
障害者優先調達法※1に関わるすべての部署

### (1) 目標

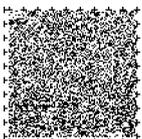
- 障がいのある人が適性や希望にあわせて働くことや日中活動※2をできるようにすることをめざします。
- 障がいのある人の雇用がひろがり、働きやすくすることをめざします。

### (2) 現状

- 特別支援学校高等部を卒業する生徒が増加している一方、進路先の日中活動の場が不足しています。
- 重い障がいのある人、医療的ケアが必要な人の日中活動の場が不足しており、重い障がいのある人の施設整備にとりこんでいます。
- 障害者雇用促進法の改正により、企業での障がい者雇用がすすんできています。しかし、職場での障がいについての配慮や理解の不足により、長続きしないケースもあります。
- 一般就労した障がいのある人が、就労先で長く勤めるための相談や、支援の件数が増加しています。
- 難病などで体調に波のある人が働きたいと希望しても、十分に相談できる

※1：障害者優先調達法：障がいのある人が就労する施設・企業などが供給する物品や役務を、行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいのある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

※2：日中活動：障害者総合支援法による障害福祉サービスで、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（医療型・福祉型）などがあります。なお、日中活動系サービスのことを、ここでは日中活動と表現します。



場がありません。

- ・年を重ねるとともに、障がいのある人の希望が変化し、就労先やその他の日中活動先の活動がふさわしくなくなることがあります。
- ・市役所では、障がいのある人の雇用率をあげるとりくみをしており、障がいのある職員に対しては、障がいや業務に配慮し、必要な変更や調整をしています。なお、知的障がいのある人の雇用はできていません。

### (3) 課題

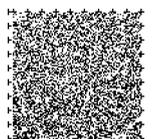
- ・特別支援学校の卒業生や在宅の人が通うための日中活動の場の確保が課題です。
- ・障がいのある人が自立した生活ができるよう、給与や工賃を向上させていく必要があります。
- ・通勤のための支援や、職場での支援・配慮の充実がもとめられています。
- ・障がいのある人の就労へ向けた相談・支援や、職場定着の相談・支援の充実が望まれています。
- ・日中活動の場の職員体制の充実が必要です。また、職員には専門性や虐待防止、差別禁止などについても十分な知識と理解が必要です。
- ・市役所での障がい者雇用は、市内企業の雇用をひろげるためにモデルとなるとりくみがもとめられています。

### (4) とくにがんばるとりくみ (重点施策)

#### 福祉的就労※3・日中活動

- ・障害者優先調達法にもとづく物品やサービスの購入を、市役所だけでなく、学校や公的な他の事業所にひろげるとともに、民間企業や商店などにも協力をもとめます。

※3：福祉的就労：障害者総合支援法による障害福祉サービスの一つとしての就労で、雇用型の就労継続支援A型、雇用型ではない就労継続支援B型が代表的なものです。



### 3-3. 日中活動・働くこと

#### いっばんしゅうろう 一般就労

- ・市役所は、身体障がいのある人だけでなく、さまざまな障がいのある人の雇用を率先してすすめます。
- ・障がいのある人の一般就労と、職場への定着支援をよりいっそうすすめます。

#### (5) とりくみ (その他の施策)

#### ふくしてきしゅうろう にちゅうかつどう 福祉的就労・日中活動

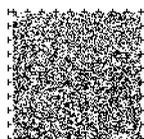
- ・希望する人が福祉的就労やその他の日中活動に参加できるように、活動場所の確保を支援します。
- ・重い障がいのある人、医療的ケアが必要な人の日中活動の場を増やします。
- ・福祉的就労から一般就労への移行ができるように支援します。

#### いっばんしゅうろう 一般就労

- ・市は、障がいのある人の通勤支援や職場での理解と協力などの「合理的配慮」を、担当する行政や商工会議所、企業などにもとめます。
- ・法律上、障がいのある人を雇用する義務のない小さな企業にも、障がいのある人の雇用をひろげるためのとりくみをすすめます。
- ・企業に対して、難病などの障がいについての理解をひろげます。
- ・特例子会社の設立支援や市内への誘致につとめます。

#### じんざい かくほ しえん 人材の確保の支援

- ・障がいのある人の福祉的就労施設やその他の日中活動施設の職員の人材確保を支援します。



じんざいいくせい しえん  
**人材育成の支援**

- ・ 福祉施設や障がいのある人を雇用する事業所で働く職員の資質向上のために虐待防止や差別禁止などの知識の普及につとめます。

きぎょうしえん  
**起業支援**

- ・ 自ら仕事をおこすことを希望する障がいのある人に対しては、情報提供や支援制度を紹介し、働き方の選択肢がひろがるように支援します。

しえんきかん れんけい  
**支援機関の連携**

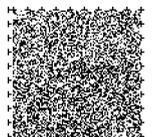
- ・ 障がいのある人の就労に関わる機関のネットワークを推進します。

**コラム1 ハッピーかわせみ**

これからとこところに、町田市でおこなってきたとりくみなどを取り上げた、「コラム」を入れています。

下の写真は、毎週火曜日と木曜日に市役所でおこなわれている、市内の障がい者施設で作られた商品の販売の風景です。さまざまな障がい者施設が交代で、パンやクッキー、お花、陶器、布製品などを売っています。施設に通っている障がいのある人たちもいきいきと販売にたずさわっています。

販売している施設のネットワークを「ハッピーかわせみ」というので、ぜひ覚えてくださいね。





## 3-4. 相談すること

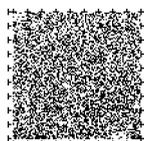
担当部署：福祉総務課、生活援護課、障がい福祉課、ひかり療育園、  
高齢者福祉課、保健所、子育て推進課、  
子ども家庭支援センター、すみれ教室、教育センター

### (1) 目標

- ・ 日常生活や仕事をするなかで、困ったときの相談をどこにすればよいのかすぐにわかるようにすることをめざします。
- ・ 障がいのある人やその家族などが身近な地域で適切な相談が受けられるようにすることをめざします。

### (2) 現状

- ・ すみれ教室や、1歳6か月、3歳などの乳幼児健診で発達の相談ができます。
- ・ 子どもの相談は、地域子育て相談センターや子ども家庭支援センターのほか、マイ保育園制度がつけられ、保育園が乳幼児期の発達についての身近な相談先になっています。
- ・ 学齢期の子どもの相談は、教育センターや学校でおこなっています。
- ・ 成人期以降の障がい福祉の基本相談は、障がい福祉課でおこなっているほか、障害福祉サービスの利用に関する相談は、民間事業者でもおこなっています。
- ・ 高次脳機能障がいの相談はひかり療育園でおこなっています。
- ・ 発達障がいや難病などに関する情報提供や相談体制については、東京都と連携しておこなっていますが、まだ十分な状況とは言えません。
- ・ 民間事業者には実際に自立生活を経験した障がいのある人がカウンセラーとなり相談をおこなっているところがあります。（ピアカウンセリング）
- ・ 障がいのある人の親の会が、自らの経験を活かした相談をおこなっています。



### (3) 課題

- 相談窓口は、身近な場所で気軽に相談できること、また、各年代によって切れ目なく一貫して相談できることがもとめられています。
- 窓口に来られない人への支援や相談が多岐に渡る場合、ひとつの窓口ですべての相談が受けられるなど、相談者に応じた便利な相談窓口がもとめられています。
- 市役所の窓口だけでなく、生活を支える警察・消防、民間の金融機関やサービス業などにおいても、障がいに応じた対応ができることがもとめられています。
- 性別、年齢、障がいに応じた相談が安心してできるよう、相談支援担当者の質の向上がもとめられています。

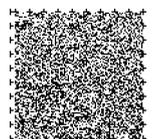
### (4) とくにながらむとりくみ (重点施策)

#### 障がい者相談支援

- 障害福祉サービスなどについて、市の相談窓口を充実させるだけでなく、身近な場所で相談できるように、地域に相談支援窓口を増やします。どこの相談窓口であっても、誰もが入りやすく、悩みを話しやすい窓口にします。
- どこの相談窓口でも、悩みなどを解決するための支援や情報提供において、一定の質が確保できるよう、基本となる相談指針をつくります。

#### 支援機関の連携

- 市は民間相談支援事業所を含め、相談の件数やその内容を把握し相談内容の充実と向上をはかるために相談機関のネットワークをつくり、連携していきます。



### 3-4. 相談すること

#### (5) とりくみ (その他の施策)

##### 相談支援の充実

- ・誰もが気軽に利用できる、身近な相談支援のしくみづくりにとりくみます。
- ・自分から相談窓口に行くことのできない本人（難病、発達障がい、在宅の障がいのある人など）と家族のために、必要に応じて訪問支援にとりくみます。

##### 幅ひろい分野についての市の相談窓口の充実

- ・どの窓口でどのような相談を受け付けているのか、障がいのある人に、よりわかりやすくします。
- ・どの窓口でも、障がいに応じた適切な対応ができるよう、障がいについての理解と配慮を大切にします。
- ・市の窓口では、相談に来た人がどのような相談をしたいのかきちんと聞き取り、適切な窓口で相談できるようにするとともに、相談に来た障がいのある人への案内方法についても配慮をします。

##### 当事者・家族による相談への支援

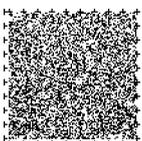
- ・より身近な存在である、障がいのある人自身によるピアカウンセリングを支援します。
- ・親や家族による相談を支援します。

##### 支援機関の連携

- ・年齢や障がい種別により相談先が異なった場合でも各関係機関が連携し、切れ目のない支援と相談内容の充実をはかります。

##### 相談支援担当者の質の向上

- ・市や地域の相談窓口は、適切な支援をおこなえるように、相談支援担当者の質の向上のための研修などをおこないます。





## 3-5. 家庭・家族を尊重すること

担当部署：市民協働推進課（男女平等推進センター）、生活援護課、  
障がい福祉課、子ども総務課

### (1) 目標

- 障がいのある人が自分の家庭や家族をもつことを選べるようにすることをめざします。
- 障がいのある人の家族が安心して生活できるように支援の充実をめざします。

### (2) 現状

- 障がいのある人で結婚している人の割合は、身体障がいのある人が100人中約60人、精神障がいのある人が100人中約34人、知的障がいのある人が100人中約2人です。（平成25年版障害者白書）。
- 障がいのある人の家族は、就労や経済的なことなど生活をするうえで、さまざまな困難があり、孤立してしまう家族もいます。また、障がいのある人の親が高齢化すると、障がいのある人を支える力が弱くなってきます。
- 障がいのある人やその家族の負担を軽減するための手当などの制度があります。

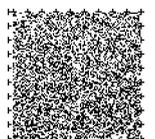
### (3) 課題

- 障がいのある人も結婚することを選択でき、生活していけるようにする必要があります。
- 障がいのある人の家族の就労や経済的なことについて、どのように支えていくのが課題です。

### (4) とくにながらばるとりくみ（重点施策）

結婚・出産・子育ての支援

- 障がいのある人も、自らの意思にもとづいて家庭・家族をもち、希望に応じ



### 3-5. 家庭・家族を尊重すること

て出産や子育てをすることを**えら**むように、生活を支援します。

#### (5) とりくみ (その他の**た**施策)

##### 家族への支援

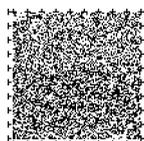
- ・ 障がいのある人を支えている家族に対しての、相談支援や、レスパイトケアなどを充実させます。
- ・ 障がいのある人を支えている家族の自己実現のため、就労や社会参加にむけたとりくみをすすめます。
- ・ 障がいのある人の親や家族どうしのネットワークづくりを支援します。

#### コラム2 芸術家とコラボした**こうげいかつどう**工芸活動

下の写真は、町田市美術工芸館という障がいのある人が通う施設でつくっている干支のおきものです。障がいのある人が、型入れや色塗りなどひとつひとつ手作業でおこない、心を込めてつくっています。

干支の型は、市内に住む彫刻家の佐藤允了先生が毎年動物園などに取材に行き、違ったデザインになっています。現在(2016年)作業している申の干支は、なんと42作目となっています。

彫刻家と障がい者施設の協働でつくりあげたこの干支は、町田市で赤ちゃんが生まれ、市役所等の窓口で出生届を出したときに、出生祝いとしてお渡ししています。





## 3-6. 保健・医療のこと

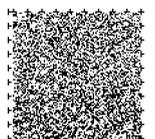
担当部署： 障がい福祉課、保健所、すみれ教室、市民病院、  
教育センター

### (1) 目標

- 障がいのある人が、病気の治療や予防を適切な保健・医療機関で受けられるようにすることをめざします。
- 障がいのある人やその家族などが、病気の治療や予防のための情報を得やすくすることをめざします。

### (2) 現状

- 市では、障がいのある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、その人のことを良く理解している地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめているほか、障がい者歯科診療を町田市歯科医師会と協力しておこなっています。また、町田市歯科医師会では、新たに月1回、発達に支援を要する子どもの摂食指導を始めました。
- 難病の人、発達に不安のある子ども、重い障がいのある人など、専門的な医療については、対応できる医療機関が不足しています。
- 精神障がいのある人の社会的入院の解消と社会復帰、社会参加の促進については地域の精神科病院と学習会を実施したり、医療機関を対象に福祉サービスの周知をおこなっています。また、精神障がいのある人と家族を対象とした相談・支援をおこなっています。
- 市は、市民に対して健康維持や病気の予防、早期発見できるよう保健・医療情報の提供を、市役所ホームページや広報紙などに掲載したり、医師会など関係機関と連携して講演会を開催しています。



(3) 課題

- ・障がいや理由に診療や救急搬送を断られることがあるのが課題です。
- ・難病の人、発達に不安のある子ども、重い障がいのある人など専門的な医療を必要とする人については、適切な医療につなげる方法が課題です。
- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。
- ・精神障がいのある人の社会的入院の問題については引き続き医療機関などとの連携をおこない、具体的な対策を考える必要があります。
- ・障がいのある人向けの情報提供の充実が課題です。

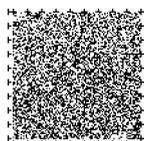
(4) とくにがんばるとりくみ (重点施策)

かかりつけ医・専門的な医療

- ・障がいのある人だれもが、地域の中でかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもち、適切な医療を受けられるように、市は医療機関に協力をもとめます。
- ・難病の人、発達に不安のある子ども、重い障がいのある人など専門的な医療を必要とする人について、適切な医療が受けられるように、相談および情報提供をおこないます。

予防・早期発見

- ・健康維持や病気の予防、早期発見のため障がいのある人とその家族が必要とする情報提供をおこないます。



## (5) とりくみ (その他の施策)

### かかりつけ医・専門的な医療

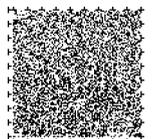
- ・ 障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>に診療<sup>しんりょう</sup>や救急搬送<sup>きゅうきゅうはんそう</sup>を断<sup>ことわ</sup>られることのないように、東京都<sup>とうきょうと</sup>が実施<sup>じっし</sup>している事業<sup>じぎょう</sup>の周知<sup>しゅうち</sup>をするほか、障がい<sup>しょうがい</sup>についての理解<sup>りかい</sup>と配慮<sup>はいりょ</sup>を医療機関<sup>いりょうきかん</sup>にもとめます。
- ・ 精神障がい<sup>せいしんしょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>の救急医療<sup>きゅうきゅういりょう</sup>については、担当<sup>たんとう</sup>する行政<sup>ぎょうせい</sup>に体制整備<sup>たいせいせいび</sup>をもとめます。
- ・ 難病<sup>なんびょう</sup>などの医療<sup>いりょう</sup>については、関係医療機関<sup>かんけいいりょうきかん</sup>との連携<sup>れんけい</sup>にとりくみます。
- ・ 精神障がい<sup>せいしんしょうがい</sup>のある人<sup>ひと</sup>の社会的入院<sup>しゃかいてきにゅういん</sup>の問題<sup>もんだい</sup>は、地域生活<sup>ちいきせいかつ</sup>への移行<sup>いこう</sup>・定着<sup>ていちゃく</sup>の推進<sup>すいしん</sup>に向けて、福祉<sup>ふくし</sup>と医療<sup>いりょう</sup>の連携<sup>れんけい</sup>の強化<sup>きょうか</sup>をめざします。



### コラム3 難病<sup>なんびょう</sup>とは

ここでは、この計画<sup>けいかく</sup>で出てくる「難病<sup>なんびょう</sup>など」について少し説明<sup>せつめい</sup>します。

一般的<sup>いっぱんてき</sup>に「難病<sup>なんびょう</sup>」という特定疾患<sup>とくていしっかん</sup>として国<sup>くに</sup>に指定<sup>してい</sup>されている難病<sup>なんびょう</sup>のことを思い浮か<sup>おも</sup>べます。ところが、この特定疾患<sup>とくていしっかん</sup>には含ま<sup>ふく</sup>れていないけれど、治療法<sup>ちりょうほう</sup>がまだ確立<sup>かくりつ</sup>しておらず、社会<sup>しゃかい</sup>との間<sup>あいだ</sup>に障壁<sup>しょうへき</sup>があり、困難<sup>こんなん</sup>をかかえている人もいます。そのような人<sup>ひと</sup>もひとりひとりにあつた方法<sup>ほうほう</sup>で支援<sup>しえん</sup>される対象<sup>たいしょう</sup>としてとらえるため、この計画<sup>けいかく</sup>では「難病<sup>なんびょう</sup>など」と表現<sup>ひょうげん</sup>しています。





## 3-7. 情報アクセシビリティ※のこと

担当部署： 障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署

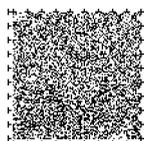
### (1) 目標

- 障がいのある人が、自分にあった方法で必要な情報を得て、コミュニケーションができるように、支援の充実をめざします。

### (2) 現状

- 市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいのある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成し、ホームページについては音声読み上げソフトに対応したページづくりをすすめています。
- 市では、聴覚に障がいのある人のために手話通訳者や要約筆記者の派遣をしており、年々派遣件数は増えています。市の窓口にも手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置していますが、市役所が開いているすべての時間に手話通訳者を配置することはまだできていません。
- 手話通訳者、要約筆記者など、意思疎通を手助けする人の養成は町田市社会福祉協議会がおこなっています。
- 市は、町田市福祉のまちづくり推進協議会が2010年度に作成したコミュニケーション支援ボードを、普及を目的として市内商店街などに配布しています。

※：情報アクセシビリティ：アクセシビリティとは、道具や建物、交通機関やサービスなど、幅広いものごとについて、さまざまな人にとっての利用しやすさのことを言います。情報アクセシビリティとは、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。



### (3) 課題

- ・市役所の窓口だけでなく、病院、金融機関、商業施設などの場所で、文字情報や手話通訳などで必要な情報が得られ、コミュニケーションをとれることがもとめられています。また、災害時の避難施設においても同じような課題があります。
- ・手話通訳者、要約筆記者、コミュニケーション支援ボードなど、コミュニケーションを支える人や手段がひろく知られ、障がいのある人がコミュニケーションできるようにすることがもとめられています。

### (4) とくにながらむとりくみ (重点施策)

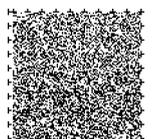
#### 情報提供と意思疎通

- ・市では、広報・ホームページなどを活用し、障がいのある人への情報提供を改善・充実させます。
- ・市役所の窓口や病院や金融機関などで、常に手話などの意思疎通の支援がされるようすすめます。
- ・障がいのある人の状況にあわせた多様な情報伝達手段によって、情報伝え、意思疎通がはかれるようにします。

### (5) とりくみ (その他の施策)

#### 情報提供と意思疎通

- ・さまざまな行政情報、司法、政治、選挙、災害時などの情報が、障がいにも配慮し、わかりやすく提供されるように、市は担当する行政にもとめます。
- ・民間事業者に対しても、障がいのある人に対する情報提供への配慮をもとめます。
- ・聴覚に障がいのある人の手助けをする人（手話通訳者、要約筆記者など）を増やします。





## 3-8. 生活環境と安全・安心のこと

担当部署：市民協働推進課（消費生活センター）、防災安全課、  
福祉総務課、障がい福祉課、保健所

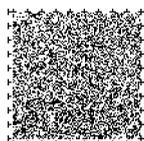
### (1) 目標

- 障がいのある人が社会参加しやすい地域社会をめざします。
- 災害時に障がいのある人の安全が守られるようなくみや体制の整備をめざします。
- 障がいのある人が消費者被害や犯罪にまきこまれないようにすることをめざします。

### (2) 現状

- 町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。
- 点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- より利用しやすい施設の整備がもとめられており、みんなのトイレ※が多機能化されてきています。みんなのトイレにおとなが横になれる大きさのベッドの設置や公共プールに男女別の更衣室内にあるものとは別に、介助者を入れる更衣室の設置がもとめられています。
- 地震災害時の避難施設で必要な支援が受けられない人のために、二次避難施設（福祉避難所）として市内にある51施設と協定を結んでいます。

※：みんなのトイレ：車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレを言います。市外では「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」とも言われています。



- ・障がいのある人は、災害時に、必要な情報が得られるか、避難施設で障がいに対応した支援が受けられるか、日頃使っている医療機器や住宅設備などが、停電時に使えるかなどの不安があります。
- ・市では、災害が発生し、避難する時、とくに支援の必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員や児童委員のほか、希望する町内会・自治会などに配布しています。
- ・障がいのある人が買い物などでだまされたり、障がいのある人をねらった犯罪にあうことがあります。

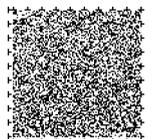
### (3) 課題

- ・バリアフリーに配慮した、利用しやすい公共施設の整備を、市が積極的におこなうことがとめられています。
- ・障がいのある人やその家族が抱えている災害時の不安をなくすため災害がおきたときのことを想定した準備が課題です。
- ・安全に運動ができる遊具の設置や車いす使用者の駐車スペースの十分な確保などがとめられています。

### (4) とくにがんばるとりくみ (重点施策)

#### 生活環境

- ・公共施設のバリアフリー化、車いす使用者の駐車スペースの整備などをすすめ、より利用しやすくします。また、公共交通機関のバリアフリー化、障がいのある人に配慮したまちづくりをすすめます。
- ・歩道での放置自転車や、点字ブロックの上に物を置いてしまうなど障がいのある人にとっての障壁をなくすために、市民への理解と協力をもとめます。



ぼうさいたいさく  
**防災対策**

- ・市は、障がいのある人への適切な安否確認や避難支援がおこなえるよう、体制をととのえます。
- ・避難施設などで、障がいのある人の特性に配慮した支援や情報伝達、意思疎通がおこなえるように、体制をととのえます。
- ・災害時や緊急時にも、障がいのある人が必要な支援を受けやすくします。

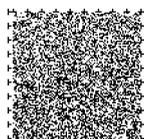
**(5) とりくみ (その他の施策)**

ぼうさいたいさく  
**防災対策**

- ・物品や福祉用具の保管方法など、日頃の備えの大切さや、避難施設などについて情報提供をおこないます。
- ・避難生活に必要な車いす用トイレなどの物品を、引き続き避難施設などにととのえていきます。
- ・障がいのある人の災害時の避難について、地域の中で助け合うとりくみを支援します。
- ・二次避難施設を増やすとともに、災害のときに、障がいのある人が二次避難施設にスムーズに移動できるように、体制をととのえます。

しょうひしゃ      ぼうはんたいさく  
**消費者トラブル・防犯対策**

- ・障がいのある人が消費者被害や犯罪にあわないように、情報提供や早期発見、相談にとりくみます。
- ・障がいのある人が、コミュニケーションがとりにくいことなどの理由で不利益を受けることのないように、警察や消防を含めた行政職員に対して、障がいについての理解をすすめます。





## 3-9. 差別をなくすこと・権利を守ること

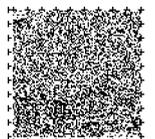
担当部署： 障がい福祉課、子ども家庭支援センター、教育センター、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署

### (1) 目標

- ・ 障がいを理由とする差別のない地域社会をめざします。
- ・ 障がいのある人への虐待防止など、障がいのある人の権利が守られる地域社会をめざします。

### (2) 現状

- ・ 2013年に障害者差別解消法という法律が制定されました。これは「障がいのある人が不当な差別的扱いを受けることや合理的配慮をおこなわないことは差別になる」とさだめたものです。
- ・ 障がいのある人の多くは、障がいのない人と比べ、所得が少ない現状があります。
- ・ 2016年に改正障害者雇用促進法が施行され、障がいのある人が職場で働くにあたっての障壁をなくしていくことがさだめられました。
- ・ 障がいのある女性や子どもは、障がいがあることによる差別に加え、女性や子どもであることによる差別も受ける可能性があります。
- ・ 障がいのある人の中にも、障害者差別解消法や「合理的配慮」について知らない人がいます。
- ・ 町田市障がい者虐待防止センターは障がい福祉課にあり、年間25件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会にて、関係機関と連携し適正な対応に努めています。
- ・ 判断能力が不十分な人の気持ちに寄り添って一緒に考え、選択してくれる後見人をつけることができる成年後見制度の必要性が高まっています。

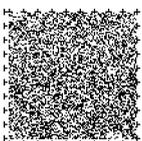


### 3-9. 差別をなくすこと・権利を守ること

- ・障がいのある人は、利用するさまざまなサービスについて、不満があっても言いにくい現状があるため、社会福祉協議会が福祉サービス利用の苦情・相談の窓口として受け付け、対応しています。
- ・選挙の決まりは、公職選挙法という法律で決められています。選挙の投票のさい、障がいやケガなどで自分で投票用紙に書けない人には、投票所で代筆を認めたり、特に重い障がいのある人については郵送で投票ができます。しかし、この制度を知らない人が多くいます。また、現行の制度では対応できず、投票したくてもできない障がいのある人がいます。

#### (3) 課題

- ・差別や虐待とは何かの理解をひろげることが課題です。
- ・障がいのある人の所得を向上する必要があります。
- ・障がいのある女性または子どもの、障がいによる不利益をなくすのと同様に、女性または子どもであることの不利益も受けないようにしていかなければなりません。
- ・障がいのある人が差別を感じたときに、自分から「合理的配慮」をもとめることができることを知ってもらう必要があります。
- ・障がいのある人が、利用する福祉サービスについての疑問や不満をがまんせず、言いやすくなるようなまわりの配慮が必要です。
- ・市は、選挙について、公職選挙法のもとで、障がいのある人へできる配慮をかんがえなければなりません。



#### (4) とくにがんばるとりくみ (重点施策)

##### 差別の解消

- ・市は、障がいのある人への差別を解消するためのルールをつくりま

##### 虐待防止

- ・子どもを含む障がいのある人への虐待防止についての理解をさらにひろげ、虐待を防ぎます。

#### (5) とりくみ (その他の施策)

##### 差別の解消

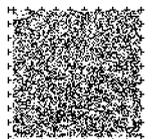
- ・障がいのある人自身にも差別や権利の理解をひろげます。
- ・障がいについての理解や「合理的配慮」の大切さを、ひろく知らせます。
- ・教育、雇用をはじめとする各分野での差別の解消に向けたとりくみをすすめます。

##### 虐待防止

- ・虐待を防ぐことや、虐待されてしまった障がいのある人の支援をおこないます。
- ・虐待について早期に適切な対応ができるように、窓口をわかりやすくして周知します。
- ・虐待のあった事業所への指導や職員研修の情報を知らせることなどを引き続きおこないます。

##### 権利を守ること

- ・成年後見制度をひろく知らせるとともに、利用しやすい環境をととのえます。



### 3-9. 差別をなくすこと・権利を守ること

- ・福祉サービスを利用する障がいのある人の疑問や不満には、より丁寧に対応していきます。
- ・障がいのある人の中でも特に子どもや女性の人権の大切さを、ひろく市民に知らせます。
- ・障がいのある人の、所得向上に向けたとりくみをすすめます。

#### 選挙

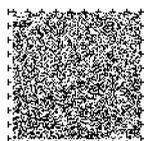
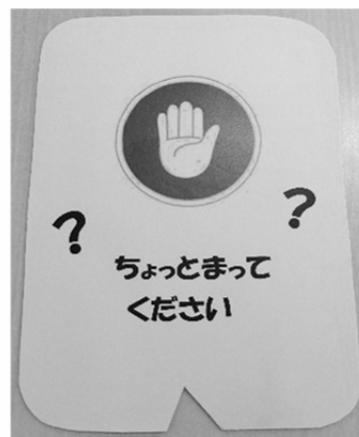
- ・選挙事務は、障がいのある人に配慮して適切におこないます。
- ・選挙の際に、障がいのある人にどのような配慮がおこなわれているかを、障がいのある人や支援する人にひろく知らせます。
- ・障がいがあるため、投票所に行くことも、自宅での直筆投票も難しいなど、選挙の法律の谷間にある人の選挙権の保障のあり方を考えます。

#### コラム4 イエローカードを使った会議の進行

ここでは、イエローカードについてご紹介します。  
この計画の検討をした、障がい者計画部会では、障がいのある人も委員として参加しているため、さまざまな配慮をおこなってきました。

例えば、右の写真のような、会議の中で難しい言葉やわからないことがあったときに挙げる「イエローカード」をつくりました。発言の途中などに、このカードが挙げられたときは、発言者はよりわかりやすい言葉で、ゆっくりと再度説明をおこなう必要があります。

全員がきちんと会議に参加するためには、それぞれの障がいの特性にあわせた配慮が必要です。





## 3-10. 行政サービスのこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署

### (1) 目標

- 市職員が障がいや性別、年齢に応じた「合理的配慮」についての正しい知識をもち、障がいのある人も、利用しやすい行政窓口をめざします。
- 障がいのある市民の視点からもサービスのあり方を考え、より多くの人に利用しやすいサービスの提供をめざします。

### (2) 現状

- 2013年に障害者差別解消法が制定され、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮をおこなうことが義務づけられました。しかし、このことを知らない人が多くいます。
- 市では、「合理的配慮」の一つとして、手話通訳のできる職員や手話通訳者を常に配置したり、音声版の広報紙発行などをおこなっています。
- 市では職員研修として、福祉施設の体験研修や、障がいの理解を深める研修を実施しています。

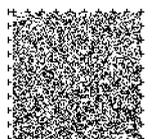
### (3) 課題

- 障がいのある人への配慮の必要性について、市職員が理解し、実施する必要があります。
- 市職員が社会情勢の変化について理解し、障がいや性別、年齢に応じた「合理的配慮」の視点をもつ必要があります。

### (4) とくにならんとりくみ (重点施策)

#### 行政サービス

- 市は、障がいや「合理的配慮」について正しい知識を学ぶため、職員研修



### 3-10. 行政サービスのこと

をおこないます。

#### (5) とりくみ (その他の施策)

##### 行政窓口

- 行政窓口では、障がいのある人がいろいろな手続きをスムーズにおこなえるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

##### 行政サービス

- 市は、イベントや講演会の開催などいろいろなとりくみをおこなう際に、障がいのある人に配慮します。

#### コラム5 障がいのある人が働く職場での工夫

ここでは、市役所でおこなっている障がいのある人が働くための合理的配慮をいくつかご紹介します。

市役所では、肢体不自由で車いすの職員に対して、

◇机の高さをその人にあった高さに変えられるようにしている

◇ヘッドホン型の受話器を用意し、電話対応ができるようにしている

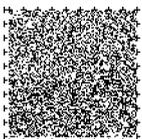
◇仕事する際によく移動する動線の部分を、カーペットではなくつるつるのタイルに変更している

◇執務室に入る扉には外側にインターホンを付け、内側の人に開けてもらえるようにしている

◇出張に行く際に、車いすのまま乗れるリフト付車両を使用できる

などの配慮をしています。

障がいのある職員や職場の人が困っていることを相談し、解決する策を一緒に考え、必要な変更や調整をおこなっています。





## 3-11. 理解・協働のこと

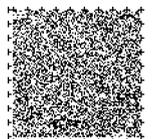
担当部署：障がい福祉課、教育委員会指導課、生涯学習センター、  
市民対応のあるすべての部署

### (1) 目標

- すべての市民・事業者に障がいについての正しい理解をひろげ、障がいのある人と社会との間にある障壁を取り除くことをめざします。
- 障がいのある人もない人も、地域で自分らしく暮らしていただけるために、市民や事業者、行政がともに支え合う地域社会をめざします。
- 障害者手帳をもたない発達障がいの人や難病の人などへの理解がひろまることをめざします。

### (2) 現状

- 特別支援学校がなかった頃や、義務教育を受けられなかった時期には、障がいのある人は社会に出ていきにくい状況でした。現在は、その頃に比べると環境がととのい、障がいのある人の社会参加がすすんできました。
- その一方で、障がいがあるため差別的な扱いを受けることや、グループホームの建設時には、近隣の居住者の反対を受けることがあるなど、障がいのある人に対する正しい理解はまだ十分とは言えない状況です。
- 聴覚障がい者団体は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいのある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所では、週2回、市内の障がいのある人の施設でつくった商品などを、障がいのある人自身が販売する機会を設けています。このように、障がいのある人が積極的に地域・社会に参加し、障がいについての理解をもとめる活動をしています。



### 3-11. 理解・協働のこと

- ・ 小・中学校でおこなっている障がいについての理解を深める授業では、実際に障がいのある人が授業をおこなっています。
- ・ 福祉の現場で働く人材が不足しています。

#### (3) 課題

- ・ まわりの人や環境が作りだしている障壁を少なくしていくには、多くの人に障がいのある人のことを理解してもらえるようにしていく必要があります。
- ・ 障がい福祉に関わる仕事の魅力を知ってもらう必要があります。

#### (4) とくにながらるとりくみ (重点施策)

##### 障がいについての理解

- ・ 学校教育の中だけでなく、町内会・自治会などのさまざまな場でも、幅広い年代の市民に障がいについての理解をひろげます。

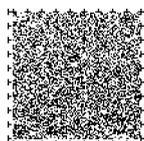
##### 地域社会への参加

- ・ 市は、障がいのある人が積極的に地域社会に参加していくことを支援します。

#### (5) とりくみ (その他の施策)

##### 障がいについての理解

- ・ 障がいのある人自身がおこなう障がいについての理解をひろげる主体的な活動を支援します。
- ・ 障がいのある人の協力のもとでおこなってきた、小・中学校における障がいについての理解や「合理的配慮」についての学習は、大切にし、引き続きとりくみをひろげます。



- ・心と環境のバリアフリーをひろげ、この計画の目的と一致するとりくみ、たとえば「SOSボード※1」や学習会、市民参加のイベントなど、障がい者団体や関係団体のとりくみについて、市は協力・支援します。
- ・障害者手帳をもたない発達障がいの人や難病の人などへの理解をひろげます。
- ・発達障がいや難病など、まわりの人たちに「見えにくい障がい」についての理解をひろげるとともに、ヘルプカード※2を積極的にひろめます。

### 関係する団体との理解・協働

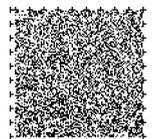
- ・障がいや、それに応じた「合理的配慮」の意義とそのあり方について、市民に理解をひろげ、ともに行動できるよう支援します。
- ・市では、障がいのある人を雇用する企業や、サービスを提供する公的機関や企業・団体などに対して、障がいについての理解をひろげ、ともに行動できるよう支援します。

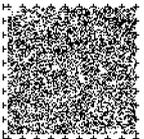
### 福祉の人材確保

- ・障がいについての理解をひろげるなかで、福祉の魅力を知ってもらい、障がい福祉の分野で働く人を増やすとりくみをすすめます。

※1：SOSボード：まちなかで障がいのある人に接する際、コミュニケーションがとりにくかったり、パニックを起こしていたり身元がわからない場合などに、接し方のヒントや連絡先を啓発するチラシです。障がいのある人の親の会が、障がい福祉課や市内の福祉団体の協力を得てひろめています。

※2：ヘルプカード：障がいのある人などが災害時や日常生活のなかで困ったときに、まわりに自分の障がいについての理解や支援をもとめるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが書いてあります。都内では、東京都が統一の書式をつくっています。





# 第4章 計画を実現するために

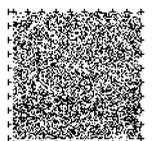
市は、この計画を基本に、全庁的に施策にとりくむとともに、町田市障がい者施策推進協議会と連携して計画の確実な進行管理をおこないます。

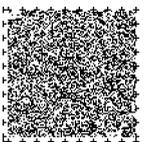
## (1) 計画の進行管理

- ・町田市のすべての担当部署は、この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない、課題を明らかにし、主体的にとりくみます。そして毎年度、この計画のすすみ具合をまとめ、町田市障がい者施策推進協議会に報告します。
- ・町田市障がい者施策推進協議会は、障がいのある本人や関係者の意見をきき、必要があると認めたときには、計画の変更や事業を見直すことを考えます。
- ・町田市障がい者施策推進協議会のもとにある各部会も、この計画のすすみ具合を確認し、積極的に関わります。

## (2) 関係する機関などへの働きかけ

- ・企業、学校、他の関係機関などさまざまな機関・団体に、この計画を確実に実現していくための協力と支援、参画をもとめます。
- ・障がいのある人が、障がいのない人と同等に自宅や地域社会での生活ができるように、国や東京都に財政の支援や制度の拡充をもとめます。
- ・法律や制度の谷間におかれた支援につながない人の問題の解決を国や東京都にもとめます。
- ・障害者差別解消法にもとづいて、教育や労働・雇用、環境などについて、国が責任をもって制度化し、施策を具体化することをもとめます。とくに、通学と学習への配慮、通勤と継続して雇用される前提となる職場の理解や配慮などです。





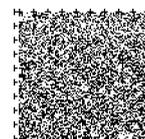
# 資料編

## ● 障がい者施策に関連する他の計画

市が策定する行政分野の計画等で本計画の内容に関連する主なものは、次のとおりです。これらの計画は市のホームページで閲覧することができます。また、市政情報課で計画書を販売しています。

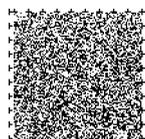
各計画等の計画期間と担当課

名称	計画期間	担当課
町田市基本構想	2004～2021年度	政策経営部 企画政策課
町田市基本計画 「まちだ未来づくりプラン」	2012～2021年度	政策経営部 企画政策課
町田市新5ヵ年計画	2012～2016年度	政策経営部 企画政策課
町田市教育プラン	2014～2018年度	学校教育部 教育総務課
町田市特別支援教育推進計画	2015～2019年度	学校教育部 教育センター
町田市生涯学習推進計画	2014～2018年度	生涯学習部 生涯学習センター
町田市スポーツ推進計画	2014～2018年度	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課
新・町田市子どもマスタープラン	2015～2024年度	子ども生活部 子ども総務課
町田市子ども・子育て支援事業計画	2015～2019年度	子ども生活部 子ども総務課



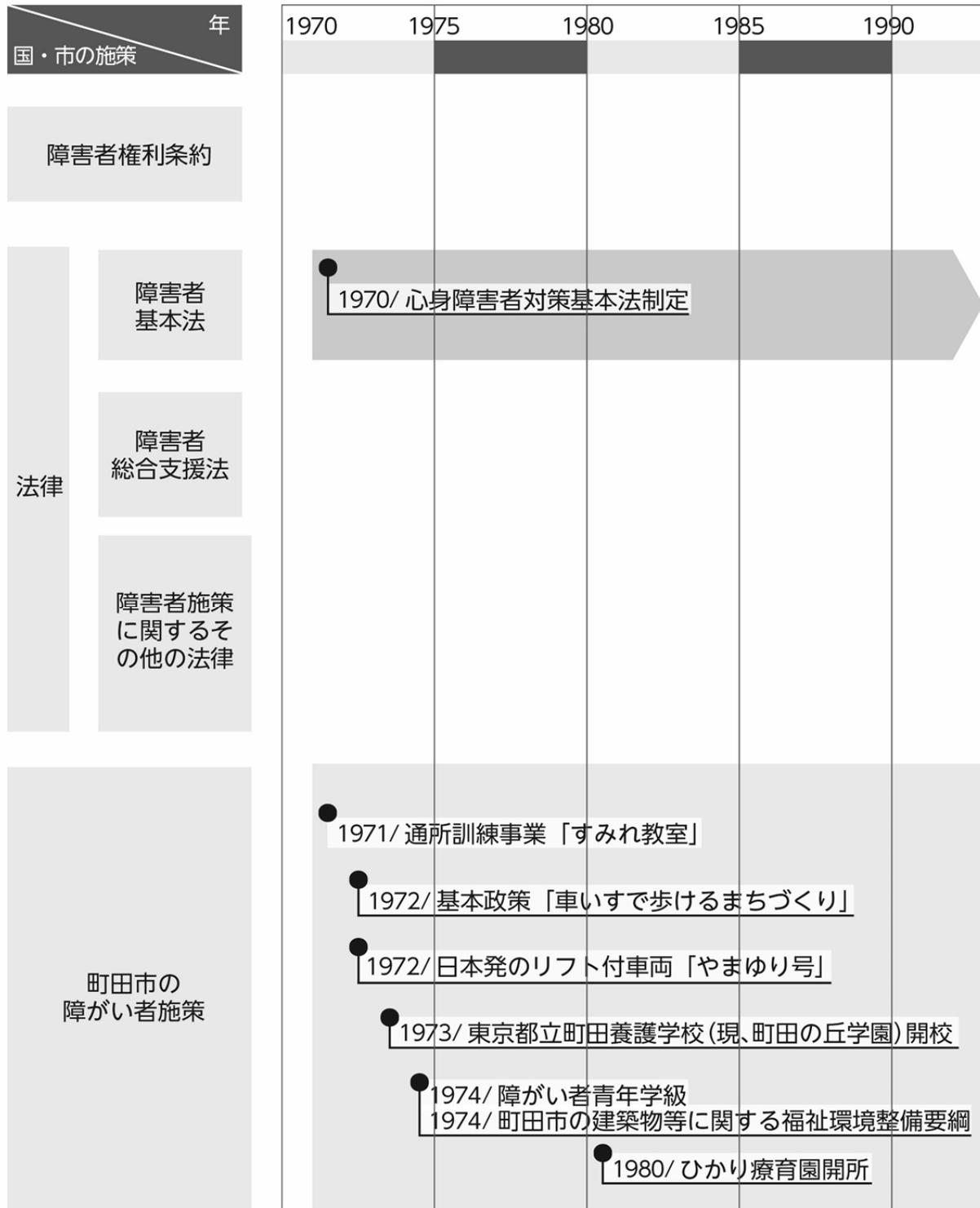
町田市住宅マスタープラン	2011～2020年度	都市づくり部 住宅課
第4次町田市保健医療計画	2012～2016年度	保健所 保健総務課
町田市地域福祉計画（第3次）	2016～2020年度	地域福祉部 福祉総務課
町田市福祉のまちづくり推進計画	2012～2016年度	地域福祉部 福祉総務課
町田市高齢者福祉計画	2012～2021年度	いきいき生活部 いきいき総務課
第6期町田市介護保険事業計画	2015～2017年度	いきいき生活部 いきいき総務課
第3次町田市男女平等推進計画	2012～2016年度	市民部 市民協働推進課
町田市地域防災計画	2014年度～	市民部 防災安全課
町田市都市計画マスタープラン	2011～2020年度	都市づくり部 都市政策課
町田市交通マスタープラン	2006～2030年度	都市づくり部 交通事業推進課

(2016年3月現在)

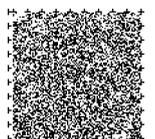


● 年表

障がいのある人に関わる法律や施策などの主な流れ（1993年以前※）



※1993年以降はp7に掲載



## ● 第5次町田市障がい者計画検討経過

### (1) 町田市障がい者施策推進協議会における報告および審議

	期日	議題
第1回	2015年5月11日	第5次町田市障がい者計画策定に関することの諮問 第4次町田市障がい者計画の進捗状況の報告について 第5次町田市障がい者計画策定の進め方について
第2回	2015年7月7日	第5次町田市障がい者計画 骨子案の検討
第3回	2015年8月20日	町田市障がい者施策推進協議会 会長の選任 第5次町田市障がい者計画 素案の検討
第4回	2015年10月6日	第5次町田市障がい者計画 素案の検討
第5回	2016年1月19日	第5次町田市障がい者計画 答申原案の検討・承認

### (2) パブリックコメントの実施

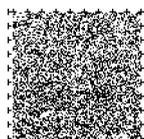
意見の募集期間 2015年11月1日～11月30日

意見の募集方法

- 広報まちだ（2015年11月1日号）に概要を掲載
- 町田市ホームページに計画（素案）の概要等資料を掲載
- 障がい福祉課（市庁舎1階）、市政情報課（市庁舎1階）、広聴課（市庁舎1階）、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）、生涯学習センター、各市民センター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、すみれ教室、ひかり療育園での資料の閲覧および配付

### (3) 町田市障がい者施策推進協議会 障がい者計画部会の開催

	期日	議題
第1回	2015年7月21日	計画の理念と基本方針について 分野別の課題と目標の検討
第2回	2015年7月30日	分野別の課題と目標の検討
第3回	2015年8月4日	分野別の課題と目標の検討
第4回	2015年9月29日	第5次町田市障がい者計画 素案の検討について
第5回	2015年12月16日	第5次町田市障がい者計画 素案の検討について



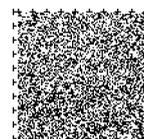
● 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属名 (委員就任時)
会長	手塚 直樹 ※1	新潟医療福祉大学
会長	岩崎 晋也 ※2	法政大学
職務代理	矢嶋 里絵	公立大学法人首都大学東京
委員	井上 光晴	元名社会福祉士事務所
委員	小野 浩	まちされん
委員	中川 種栄	町田市医師会
委員	石川 義洋	町田市歯科医師会
委員	鏝溝 慶一	町田市社会福祉協議会
委員	赤松 正美	町田市障がい者福祉懇談会
委員	南川 岳胤	町田市社会福祉法人施設等連絡会
委員	佐野 溢子	町田市障がい児・者親の会連絡会
委員	安住 信子	町田市精神障害者さるびあ会
委員	風間 博明	町田市身体障害者福祉協会
委員	堤 愛子	町田ヒューマンネットワーク
委員	鈴木 令乃	町田市聴覚障害者協会
委員	田野倉 進	町田市民生委員児童委員協議会
委員	佐藤 正志	町田商工会議所
委員	林 伸光	町田市商店会連合会
委員	森山 知也	東京都立町田の丘学園
委員	後藤 洋一	町田公共職業安定所

※1：2015年7月31日まで

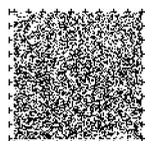
※2：2015年8月20日から



● 町田市障がい者施策推進協議会障がい者計画部会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属名 (委員就任時)
部会長	小野 浩	町田市障がい者施策推進協議会 (まちされん)
職務代理	谷内 孝行	桜美林大学
委員	大沼 健司	東京都立町田の丘学園
委員	栗原 賢次	町田市身体障害者福祉協会
委員	芹澤 和也	まちだ在宅障がい者「チェーン」の会
委員	竹谷 早希子	FM スマイルの会
委員	深川 知子	町田市障がい児・者「親の会」連絡会
委員	堀 正明	とびたつ会
委員	宮島 美彩	宮島法律事務所
委員	三輪 洋一	社会福祉法人コメット 原町田スクエア
委員	渡邊 賢之	町田市聴覚障害者協会



---

---

だい じ まち だし しょう しゃけいかく  
第5次町田市障がい者計画

はっこうねんげつ  
発行年月

ねん がつ  
2016年3月

かんこうぶつばんごう  
刊行物番号

15-77

はっこう  
発行

まち だし ちいきふくし ぶしょう ふくしか  
町田市地域福祉部 障がい福祉課

まち だし もりの ちょうめ ばん ごう  
町田市森野2丁目2番22号

でんわ  
TEL

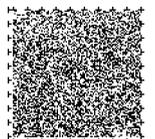
042-724-2136

ふあつくす  
FAX

050-3101-1653

---

---



みんなできえあつて

